

農林水産省環境報告書 2014

農林水産省では、環境に配慮した取組として、農林水産省庁舎における省エネルギー・リサイクル、木材の利用等を推進しています。

本報告書は、「環境情報の提供の促進等による特定事業者の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（環境配慮促進法）」に基づき、農林水産省の平成25年度における環境配慮の状況について公表するものです。



平成27年3月

農林水産省

一目 次一

1. 農林水産省における温室効果ガス排出量抑制への取組	1
2. 公用車へのバイオ燃料の導入	2
3. グリーン購入の推進	2
4. グリーン契約の推進	2
5. 農林水産省における木材利用拡大への取組	3
6. 環境管理システムISO14001	
(1) 環境管理システムの概要	4
(2) 平成25年度の環境目標の達成状況（実績と評価）	6
※ 環境管理システムに関する参考資料	19

農林水産省の環境配慮の取組

1. 農林水産省における温室効果ガス排出量抑制への取組

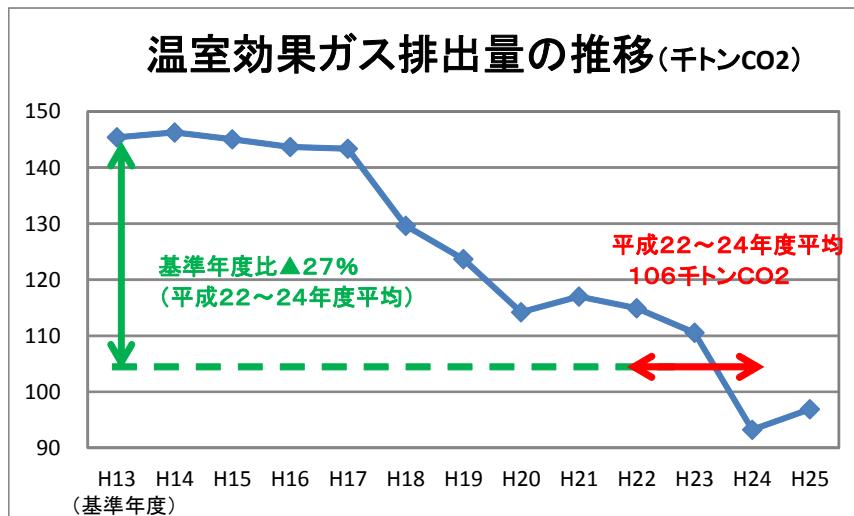
政府は、京都議定書の規定に基づく約束を履行するため、平成19年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画（政府の実行計画）」（平成19年3月30日閣議決定）及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める計画の実施要領」（平成19年3月30日地球温暖化対策推進本部幹事会申合せ）を策定し、自らが率先して地球温暖化対策を推進してきました。

この政府の実行計画は、平成19年度から平成24年度までの期間が対象でしたが、その後についても、「当面の地球温暖化対策に関する方針（平成25年3月15日地球温暖化対策推進本部決定）」において「政府は、新たな地球温暖化対策計画に即した新たな政府実行計画の策定に至るまでの間においても、現行の政府実行計画に掲げられたものと同等以上の取組を推進する」とされており、引き続き、各種取組を進めているところです。

○ 温室効果ガス排出量抑制の取組

農林水産省では温室効果ガスの排出削減を進めるため、「農林水産省がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のため実行すべき措置について定める実施計画（平成19年8月14日農林水産省決定）」を策定し、日常の業務等におけるCO₂排出削減及び省エネルギー・省資源の取組を推進してきました。

計画では、温室効果ガスの総排出量を平成13年度比で、平成22年度から平成24年度までの期間に平均で10%以上削減することを目標としており、取組の結果、平成13年度に比べ平成22～24年度平均では約27%削減し、目標を達成しました。平成25年度については、温室効果ガス総排出量は約97千トンCO₂で、平成13年度に比べて33%削減しています。



2. 公用車へのバイオ燃料の導入

農林水産省では、バイオ燃料の利用を自ら率先して実践することが重要であると考え、平成19年10月1日から大臣が使用する公用車をはじめ、農林水産省本省の公用車17台にバイオ燃料の導入を開始し、平成20年4月からはマイクロバス1台（軽油）を除く全ての公用車にバイオ燃料を導入しました。

なお、平成25年度は66,895リットルのバイオ燃料を使用しました。

3. グリーン購入の推進

グリーン購入とは、製品やサービスを購入する際に、環境を考慮して、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入することです。また、これは消費生活など購入者自身の活動を環境にやさしいものにするだけでなく、供給側の企業に環境負荷の少ない製品の開発を促すことで、経済活動全体を変えていく可能性を持っています。

○ グリーン購入の取組

農林水産省では「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、物品を調達する場合には、できる限り環境への負荷の少ない製品を調達するとともに、間伐材等の木材又は合法性が証明された木材を使用した製品やバイオマス製品などを積極的に調達することとしています。

平成25年度の購入実績については、物品等で機能・性能上の必要性や基準を満たす物品等が調達困難であったことから、目標を達成できなかった品目もありましたが、概ね目標を達成できました。なお、詳細はホームページにて掲載しています。

4. グリーン契約の推進

政府は、温室効果ガス等環境への負荷の原因となる物質の排出削減を図るため、環境配慮契約法に基づく基本方針を平成19年12月7日に閣議決定（平成26年2月4日変更閣議決定）し、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に努めています。

○ グリーン契約の取組

農林水産省では「国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（グリーン契約法）」に基づき、電力の供給を受ける契約（据切り方式）、自動車の購入に係る契約（総合評価落札方式）、省エネルギー改修事業に係る契約（ESCO事業）など、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結を行うこととしています。

なお、平成25年度の契約実績については、ホームページにて掲載しています。

5. 農林水産省における木材利用拡大への取組

平成22年10月に施行された「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」において、国は自ら率先して公共建築物における木材利用に努めるなどの主導的な役割が求められています。

また、同法では、各省庁が「公共建築物における木材の利用の促進に関する計画」を定めることとされています。

農林水産省では、これまで、庁舎営繕や公共土木工事、補助事業対象施設、机等の備品やコピー用紙、間伐材を使った飲料用紙製缶（カートカン）等の消耗品において木材の利用を進めていますが、平成22年12月、従来の計画に、①10年後の木材自給率50%以上を目標とすること、②低層の公共建築物は原則木質化、高層・低層にかからわず、内装等を木質化とすることを追加した「新農林水産省木材利用推進計画」を策定しました。

この計画に基づき、「先づ隗より始めよ」という諺^{ことわざ}にもあるように、農林水産省及び関係機関を挙げて、これまで以上に木材利用の推進に取り組んでいます。

また、この取組を政府全体の取組に広げ、さらには、地方公共団体や民間企業、消費者まで浸透させる観点から、関係者に対し積極的に働きかけています。

なお、平成25年度における木材・木製品の導入等の状況は、次のとおりです。

5. 農林水産省における木材利用拡大への取組

○ 平成25年度の実施状況

○ 本省庁舎の木質化実施状況

- ・農林水産省図書館 (165m²)
- ・経理課入札室 (75m²)

○ 庁舎の営繕等における木造化・内装木質化の推進

- ・庁舎を木造で新改築 6施設
- ・内装を木質化 21施設

＜内装木質化の事例＞



○ 木製品の導入の推進

- ・木製の事務机・会議机・書棚の導入 238台
- ・間伐材コピー用紙の使用 約352百万枚
- ・間伐材封筒の使用 約297万枚
- ・間伐材名刺用紙の使用 約13万枚
- ・間伐材フラットファイルの使用 約26万枚
- ・間伐材チューブファイルの使用 約5万冊
- ・間伐材印刷用紙の使用 約6百万部
- ・飲料用紙製缶の使用 約9千本

(経理課及び林野庁調べ)

＜カートカン（飲料用紙製缶）＞



6. 環境管理システムISO14001

(1) 環境管理システムの概要

農林水産省では、農林水産分野の施策における環境配慮と同時に、農林水産省自身も一事業者として省エネルギー・リサイクル等を通じ、率先して環境配慮に取り組むことが必要であると考えています。このたえ、平成18年3月に農林水産省本省庁舎（合同庁舎1号館）を対象として環境管理システムの国際規格であるISO14001の認証を取得しました。

農林水産省の環境管理システムでは、紙、ごみ、電気等の「環境に直接影響を及ぼす事務事業に関する事項」を対象とするほか、環境に間接的に影響を及ぼす業務として、「農林水産施策の企画・立案に関する事項」についても管理の対象として、「農林水産環境政策の基本方針」を踏まえた施策の進捗状況などについても、この仕組みの中で点検していくこととしています。

○ 環境管理システムの認証取得の意義

- ① 持続可能な循環型社会の構築に向けて、一事業者として、省エネルギー・リサイクル等を通じて、率先して環境負荷の低減等の責務を果たします。
- ② 職員の環境保全に関する意識の向上により、環境保全を重視した施策を一層推進します。
- ③ 農林水産施策について国民の理解と協力を得るとともに、省エネルギー・省資源の取組についても社会全体への普及を牽引します。



○ 農林水産省本省における環境管理システムの体系

農林水産省の環境管理システムでは、最高責任者（農林水産大臣）が定めた「農林水産省の環境方針（平成17年12月6日決定）」（参考1）において、環境管理システムの運用を通じて取り組む環境配慮及び環境保全に関する行動の基本的方向を示しています。

また、環境に影響を与える農林水産省のすべての事業活動（環境側面）とともに（参考2）、環境側面に適用される法令等に基づき遵守すべき事項を調査しています（参考3）。

これらを踏まえ、「環境目的」、「環境目標」及び「実施計画」を定め（参考4）、定期的に環境管理システムが適切に実施・維持されているか監視・測定し、環境管理システムの見直しを行っています。

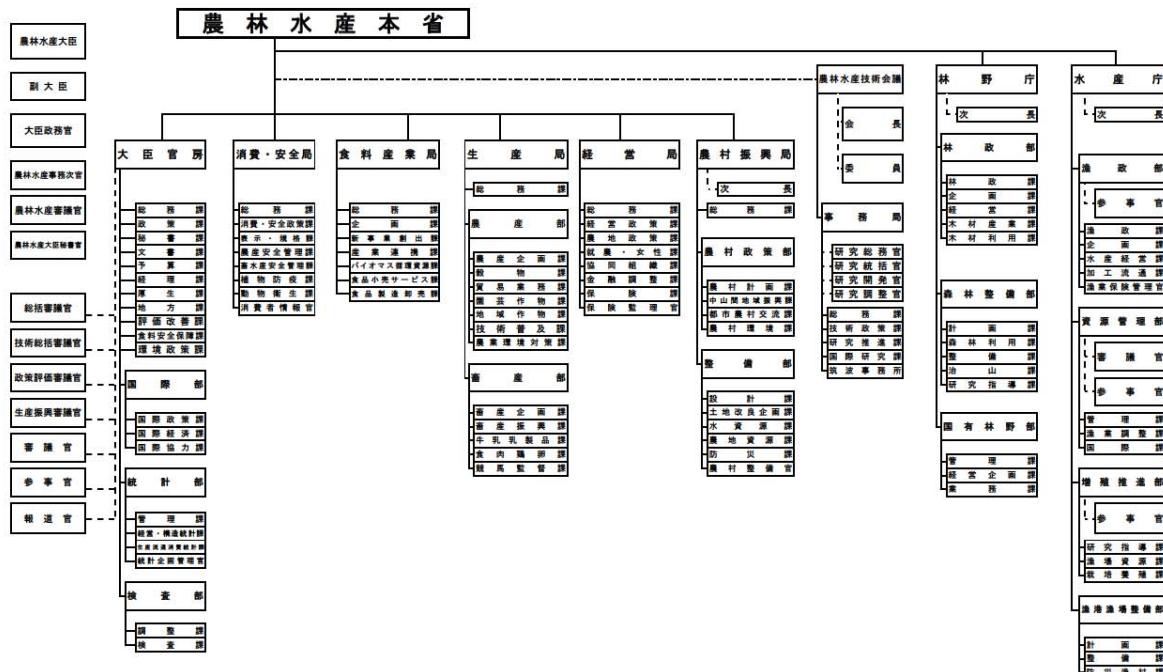
○ 環境管理システムの適用対象範囲

農林水産省環境管理システムの適用対象となる区域は、農林水産省本省庁舎（合同庁舎1号館）であり、対象となる組織は農林水産省本省及び外局の内部部局並びに農林水産技術会議事務局です。

農林水産省本省庁舎は、本館、別館、北別館の3館で構成されており、敷地面積は19,989m²、3館あわせた延べ床面積は79,913m²で、農林水産本省の事務室のほか、郵便局、食堂等が含まれます。本資料に記載の目標値、実績値は、庁舎に入居する食堂等を含めた庁舎全体の数値です。

農林水産省の組織図は、以下のとおりです。

農林水産省組織図



(環境管理システムでは、庁舎に入居する農林水産省以外の組織に対しても、協力組織として同システムの環境方針に沿った取組への協力を要請しています。)

(2) 平成25年度の環境目標の達成状況（実績と評価）

① 環境に直接影響を及ぼす事務事業

農林水産省環境管理システムでは、公用車燃料使用量などの8項目について環境目標を設定し、環境負荷の軽減に取り組んでいます（H16年度を基準とする達成目標）。

平成25年度の実績では、通年で環境目標が設定されている8項目のうち、6項目において目標を達成しており、特に「可燃ごみ排出量」及び「上水使用量」で大幅な削減を果たしています。

一方、「公用車燃料使用量」については、低公害車の導入やエコドライブに努めたものの、業務の必要上、総走行距離が2割程度増加したため目標を達成することができませんでした。また、「暖房用蒸気使用量」についても、稼働時間の見直しなどの対応を行ったものの、例年に比べ気温が低かった影響から目標を達成することができませんでした。こうした結果を受け、今後とも、エコドライブに努め、燃料使用量の抑制に取り組むとともに、執務室内の適正な温度設定に配慮しつつ、可能な限り、暖房用蒸気使用量の抑制に取り組んでいきます。

平成25年度の実績は、以下のとおりです。

目標項目	単位	16年度実績 (基準年度)	目標		平成25年度実績	
			16年度比	目標値	目標値比 (前年度比)	実績値 (前年度実績値)
公用車燃料 使用量	リットル	95,735	66%以下	62,677	107% (119%)	67,183 (56,456)
都市ガス 使用量	m3	143,901	73%以下	105,371	86% (95%)	90,710 (95,380)
用紙類使用量	トン	666	80%以下	533	90% (105%)	481 (457)
廃棄物 排出量	トン	608	35%以下	212	90% (98%)	190 (193)
可燃ごみ 排出量	トン	538	25%以下	137	83% (98%)	113 (116)
電気使用量	千kWh	10,197	85%以下	8,641	88% (100%)	7,569 (7,543)
暖房用蒸気 使用量	m3	3,678	90%以下	3,310	109% (99%)	3,605 (3,648)
上水使用量	m3	99,226	90%以下	89,303	80% (99%)	71,623 (71,998)

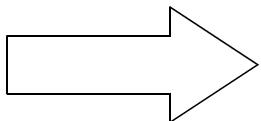
【環境に直接影響を及ぼす事務事業の取組例】

○ 太陽光で発電した電気を生ゴミ処理機で利用

農林水産省の屋上には太陽光発電設備を設置しており、当該設備で発電した電気を省内の食堂から発生した生ゴミを堆肥化する機械で使用しています。



屋上を利用した太陽光発電
(平成14年10月設置)



生ゴミ処理機



堆肥は千葉県の畜産組合で
利用されています。

○ LED照明を導入

正面玄関のエントランスホールや廊下等にLED照明を導入しています。

平成25年度は

本館1階図書閲覧室の照明器具をLED化

本館1階便所の照明器具をLED化（人感センサー付き）



○ 低公害車の導入

平成25年度末時点で、一般公用車は全て（55台）低公害車を導入している。

（ハイブリッド自動車47台、ガソリン低公害車8台）

② 環境保全を目的とした農林水産施策の企画・立案

環境に間接的に影響を及ぼす事務事業として、環境保全型農業の推進、森林吸収源対策の推進、藻場・干潟の保全・造成の推進、食品リサイクルの推進、容器包装リサイクルの推進等に関する農林水産施策の企画・立案に当たっては、環境保全や環境に配慮した目標・実施計画を設けて定期的に監視・測定を行っています。

監視・測定の結果、環境保全を目的とした農林水産施策については、それぞれの環境目的及び環境目標並びに実施計画に沿って、概ね適切に実施されていることを確認しました。

監視及び測定に係る達成の評価結果の概要は、以下のとおりです。

※評価結果の詳細は、次頁以降に掲載しております。

評価基準 年度	適合	注意	不適合	合計
21年度	97	0	0	97
22年度	95	1	0	96
23年度	93	1	0	94
24年度	93	2※	0	95
25年度	89	2※	0	91

※同一施策であるが、環境目的が異なるため2件としてカウント

〈評価基準〉

【注意】

目標の達成に課題があり、不適合が発生しないよう予防措置を検討することが適當と考えられる事項

【不適合】

目標の達成が困難であり、文書により是正処置を要求することが適當と認められる事項

平成 25 年度 環境目的及び環境目標並びに実施計画登録表(農林水産施策の企画・立案)

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
【水・土壤環境保全】 ○ 国土の約 8 割を占める森林や農地は、雨水を蓄え、浄化し、河川への急速な流入を抑制している。周辺沿岸の藻場・干潟では海藻や貝類等の生息生物が水を浄化している。このような森林・農地・農業用水、藻場・干潟の機能を維持・向上していく。 ○ 他方、肥料、農薬や家畜排せつ物、養殖業の飼料等は、水環境への負荷の原因となり得るものである。これらが原因となる環境負荷の低減を推進する。	【健全な森林の育成】 ① 水源涵養、山地災害の防止等森林の有する多面的機能を持続的に發揮させる森林の整備や保全を推進する。 ② 災害に強い国土基盤の形成や良質な水の安定供給を確保する観点から、高齢級の森林への移行、広葉樹の導入等による複層林の造成を推進するなど、森林の整備や保全を着実に推進する。	○森林・林業基本計画、森林整備保全事業計画に基づき、森林整備事業を推進する。 【施策の内容】 水源涵養機能、山地災害防止機能の維持増進に資する植栽、間伐、育成複層林への移行等を推進するとともに、これに必要な路網を整備。	林野庁	計画課 整備課 業務課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
	【農地の維持・保全と安定的な用水供給機能等の確保】 農業生産と田園自然環境の基盤となっている農業用水の健全な循環を維持・増進するため、農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保に向けた取組を推進する。 また、農業の持続的発展を通じて水源かん養をはじめとする多面的機能の発揮を図るため、良好な営農条件を備えた農地の確保に向けた取組を推進する。	○森林・林業基本計画、森林整備保全事業計画に基づき、水源地域等保安林整備事業（治山事業）を推進する。 【施策の内容】 水資源確保上重要な水源地域の森林について、広葉樹の導入等により複層林への誘導を図るとともに、溪流域の環境に配慮しつつ地表水の地下への浸透を促進する施設の整備を一体的に実施し、安全で安心な水の量と質の双方を確保・保全。	林野庁	治山課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
	【農地の維持・保全と安定的な用水供給機能等の確保】 農業生産と田園自然環境の基盤となっている農業用水の健全な循環を維持・増進するため、農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保に向けた取組を推進する。 また、農業の持続的発展を通じて水源かん養をはじめとする多面的機能の発揮を図るため、良好な営農条件を備えた農地の確保に向けた取組を推進する。	○土地改良長期計画に基づき、基幹農業用排水施設整備事業を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・国営かんがい排水事業（土地改良長期計画） ・補助かんがい排水事業（土地改良長期計画） 等 【施策の内容】 我が国の食料の安定的な供給を支える農業用排水施設の機能を確保する観点から、今後とも、施設の長寿化を図りつつ、計画的・機動的な更新整備に取り組むとともに、それらを担う管理体制の整備を行う。	農村振興局	水資源課 農地資源課 防災課 土地改良企画課	目標・計画とも適合	適合
	【農地の維持・保全と安定的な用水供給機能等の確保】 農業生産と田園自然環境の基盤となっている農業用水の健全な循環を維持・増進するため、農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保に向けた取組を推進する。 また、農業の持続的発展を通じて水源かん養をはじめとする多面的機能の発揮を図るため、良好な営農条件を備えた農地の確保に向けた取組を推進する。	○地域における里地や棚田等の保全を図るための取り組みを推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ・中山間地域総合整備事業（土地改良長期計画） 等 【施策の内容】 地域の自主性と創意工夫により、農山漁村の活性化を図る計画を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」などにより、地域における里地や棚田等の保全を図るための取り組みを推進する。	農村振興局	中山間地域振興課 農村整備官	目標・計画とも適合	適合
	【農地の維持・保全と安定的な用水供給機能等の確保】 農業生産と田園自然環境の基盤となっている農業用水の健全な循環を維持・増進するため、農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保に向けた取組を推進する。 また、農業の持続的発展を通じて水源かん養をはじめとする多面的機能の発揮を図るため、良好な営農条件を備えた農地の確保に向けた取組を推進する。	○土地改良長期計画に基づき、特定中山間保全整備事業を推進する。 【実施する施策】 ・特定中山間保全整備事業 【施策の内容】 森林及び農用地の一体的整備により、農林業の振興と水源かん養等公益的機能の維持増進を図る。	農村振興局	農地資源課	目標・計画とも適合	適合
	【農地の維持・保全と安定的な用水供給機能等の確保】 農業生産と田園自然環境の基盤となっている農業用水の健全な循環を維持・増進するため、農地に対する安定的な用水供給機能及び排水条件の確保に向けた取組を推進する。 また、農業の持続的発展を通じて水源かん養をはじめとする多面的機能の発揮を図るため、良好な営農条件を備えた農地の確保に向けた取組を推進する。	○地域の実情を踏まえた多様な遊休農地活用を促進する。 【実施する施策】 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 【施策の内容】 地域の自主性と創意工夫により、農山漁村の活性化を図る計画を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」により、地域の実情を踏まえた多様な遊休農地活用を促進する。	農村振興局	農村計画課 農村整備官	目標・計画とも適合	適合
	【農山漁村地域の水質改善】 農山漁村地域における混住化の進展等による水質の悪化に対処し、引き続き農業集落や漁業集落における排水施設の整備等を推進し、農山漁村地域の水質を改善。この場合、都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき、農業集落排水、漁業集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的に施設の整備を推進する。 (漁業集落排水処理人口普及率 平成28年目標：概ね 65%)	○土地改良長期計画に基づき、農業集落排水施設の整備を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・農業集落排水事業（土地改良長期計画） 【施策の内容】 農業用排水の水質汚濁を防止することにより、農村地域の健全な水循環の維持とともに、農村における良好な生活環境を確保し、併せて公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落排水施設の整備を推進する。	農村振興局	農村整備官	目標・計画とも適合	適合
	【農山漁村地域の水質改善】 農山漁村地域における混住化の進展等による水質の悪化に対処し、引き続き農業集落や漁業集落における排水施設の整備等を推進し、農山漁村地域の水質を改善。この場合、都道府県が策定する汚水処理に関する「都道府県構想」に基づき、農業集落排水、漁業集落排水、下水道、浄化槽が連携して効率的に施設の整備を推進する。 (漁業集落排水処理人口普及率 平成28年目標：概ね 65%)	○土地改良長期計画に基づき、水質保全対策を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・水質保全対策事業 等（土地改良長期計画） 【施策の内容】 農業用排水の水質汚濁に起因する障害を除去し、または農業用排水施設から公共用水域への排出される水質を改善するため、水質浄化施設等の整備を推進する。	農村振興局	防災課 水資源課	目標・計画とも適合	適合
	【漁港及び漁場等の海域の水質を保全・改善を図るために漁業集落排水施設の整備を推進する。】 【実施する施策（計画等）】 ・漁業集落環境整備事業（漁港漁場整備長期計画） ・漁村再生交付金（漁港漁場整備長期計画）	○漁港及び漁場等の海域の水質を保全・改善を図るために漁業集落排水施設の整備を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・漁業集落環境整備事業（漁港漁場整備長期計画） ・漁村再生交付金（漁港漁場整備長期計画）	水産庁	防災漁村課	目標・計画とも適合	適合
【関係省庁の連携による健全な水循環系構築に関する取組】 平成20年度に発足した関係省庁（内閣府、内閣官房、警察庁、総務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）により構成される「水問題に関する関係省庁連絡会議」を通じて、水に関する関係省庁が一体となった取組を推進する。	○健全な水循環系の構築に向け、関係省庁間の連携・協力を推進する。 【施策の内容】 「水問題に関する関係省庁連絡会議」等を通じ、水に関する関係省庁の施策等について情報交換、意見交換等を行なう。	農村振興局 林野庁	水資源課 治山課	目標・計画とも適合 目標・計画とも適合	適合 適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
	<p>【環境保全を重視する農業の推進】 環境負荷の低減と物質循環を促進し、環境保全を重視する農業を推進する。 (エコファーマー累積新規認定件数 平成26年度末目標：34万件) (化学肥料の使用量の低減 平成24年度末目標：1,303,400純成分トン)</p> <p>○農業環境規範の普及・定着を推進。 【施策の内容】 新たな食料・農業・農村基本計画に基づき農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき事項を取りまとめ、平成17年3月に策定した「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を推進。</p> <p>○環境と調和した持続的な農業生産を推進するための条件整備。 【実施する施策】 強い農業づくり交付金 【施策の内容】 環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用施設等の整備を支援。</p> <p>○持続性の高い農業生産方式の導入の促進。 【施策の内容】 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減と一緒に取り組む農業者を認定し（エコファーマー）、金融上の支援や計画達成のための指導・助言などの支援措置を講じることにより、持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。</p> <p>○自然環境の保全に資する農業生産活動の推進 【施策の内容】 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い省農活動を支援。</p> <p>○化学肥料、農薬を使用しないことを基本とする有機農業の推進 【施策の内容】 有機農業策進法に基づき、平成19年4月末に策定した有機農業の推進に関する基本的な方針について周知徹底に努める。</p> <p>○総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及推進 【施策の内容】 病害虫の発生予察情報に基づいて、化学的防除、生物的防除および物理的防除を適切に組合せ、環境負荷を軽減しつつ病害虫の発生状況を経済的負担が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及・推進を図る。 また各都道府県は、国が作成した11作物の実践指標モデルを基に、地域の実情に配慮しつつ、農業者自らがIPMの達成度をチェックできるIPM実践指標を策定するとともに、モデル地区での地域育成に取り組む。</p>	生産局	農業環境対策課	目標・計画とも適合（要検討）	適合	
	<p>【家畜排せつ物の適正管理】 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づく家畜排せつ物の管理の適正化を徹底する。 (「家畜排せつ物法」が平成16年11月1日に本格施行となり、一定規模以上の畜産農家に対し、家畜排せつ物の管理施設の床をコンクリート等の不透性素材とし、適当な覆いと側壁を設けることなどその適正化管理を定めた同法の「管理基準」が適応されている。)</p> <p>○家畜排せつ物の利活用を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・産地活性化総合対策事業のうち畜産地収益力向上支援事業（地域バイオマス支援地区） 【施策の内容】 農業者団体等が行う畜産農家と耕種農家の連携による地域内の家畜排せつ物の利活用に向けた取り組みを推進。</p>	生産局	畜産企画課 畜産振興課	目標・計画とも要監視	注意	
	<p>【持続可能な養殖業の推進】 養殖業による漁場環境の悪化を防止するため、漁場改善計画の策定等を通じて飼料等による水質、底質への負荷の低減を促進する。</p> <p>○漁場環境に配慮した持続的な養殖の展開 【実施する施策】 ・クロマグロ養殖用餌料高度化促進事業 【施策の内容】 生餌に替わる漁場環境負荷が低く、かつ、成長等のよい養殖用人工配合餌料の開発・普及を実施する。</p>	水産庁	栽培養殖課	目標・計画とも適合	適合	
	<p>【藻場・干潟の造成等】 海藻類や貝類等の生息生物による水質浄化等環境保全効果を有する藻場・干潟の保全・造成を推進する。 (平成24～28年度に概ね5,500haを保全・造成)</p> <p>○「豊かな海の森づくり」関係施策を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・水産基盤整備事業（漁港漁場整備長期計画） ・水産多面的機能発揮対策 【施策の内容】 水産生物の良好な生息生育の場であるのみならず、水質浄化機能を有する藻場・干潟等の保全・創造を強力に推進する。 漁業者や地域の住民等が行う、藻場・干潟等の機能の維持・回復に資する保全活動を支援する。</p>	水産庁	計画課	目標・計画とも適合	適合	
【地球温暖化対策】	<p>○ 植物は光合成により大気中の二酸化炭素を吸収することにより炭素を固定する。これを農林水産物として消費しても正味の二酸化炭素を増加させないカーボン・ニュートラルな性質を持っている。特に、森林・木材は、二酸化炭素の吸収源・貯蔵庫として地球温暖化対策上重要な役割を果たしている。</p> <p>○ 一方、二酸化炭素の排出者としての農林水産業、食品産業における排出削減を推進する。また、食料、木材等の生産から流通・消費までの間の排出削減を推進する。</p> <p>【地球温暖化対策としての森林整備の推進、木材・木質バイオマス利用の推進等】 ① 適切な森林の整備及び保全を推進する。</p>	<p>○森林・林業基本計画、森林整備保全事業計画に基づき、抜き伐りを繰り返しつつ徐々に更新を行う長期育成樹造林（森林整備事業）の積極的な推進により、複層林への誘導・造成を促進する。</p> <p>○森林吸収量確保のために毎年5.2万haの間伐に取り組むとともに、その推進のための条件整備、間伐材の利用促進を一体的かつ総合的に取り組む。 【実施する施策（計画等）】 ・森林整備事業、治山事業（森林整備保全事業計画） ・森林・林業再生基盤づくり交付金（森林・林業基本計画）</p>	林野庁	整備課 業務課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
			林野庁	治山課 整備課 業務課	目標・計画とも適合（要検討）	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		<p>○森林・林業基本計画・森林整備保全事業計画に基づき、水源地域等保安林整備事業（治山事業）を推進する。</p> <p>【施策の内容】 水源地域において、自然災害等により機能が低下した保安林について、広葉樹の導入等による複層林及び針広混交林の造成等を促進し、森林の復旧・再生を図る。</p>	林野庁	治山課、業務課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
	(2) 森林整備を通じて供給される国産材の利用を推進する。 (国産材供給・利用量 平成23年実績：19百万m ³ 、平成27年目標：28百万m ³)	<p>○森林・林業基本計画に基づき、国産材の安定供給や木材産業の体制整備に関する事業及び地域材利用の推進に関する事業を実施し、木材の利活用を促進する。</p> <p>【実施する施策】 ・地域材供給倍増事業 ・森林・林業再生基盤づくり交付金のうち木材加工流通施設等及び木造公共建築物等の整備推進</p> <p>【施策の内容】 ・「森林・林業基本計画」に基づき、国産材の安定供給や利用拡大を図るために、地域における原本の安定供給や多様な用途に対する供給体制への支援、木造公共建築物や住宅等への地域材利用、大規模木造建築物用の新たな地域材製品の生産技術開発等への支援。 ・地域材を活用する木材加工流通施設等や木造公共建築物等の整備を支援。</p>	林野庁	企画課 経営課 木材産業課 木材利用課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
	(3) 「緑の雇用」等により森林整備の担い手を確保・育成する。	<p>○森林・林業基本計画に基づき、「緑の雇用」等の関係施策を実施し、林業就業者の確保・育成を図る。</p> <p>【実施する施策】 ・「緑の雇用」現場技能者育成対策事業 ・林業担い手等の育成確保（森林・林業再生基盤づくり交付金）</p> <p>【施策の内容】 「緑の雇用」等により、これから森林・林業に必要な人材として、間伐や路網作設等を適切に行える現場技能者を段階的かつ体系的なカリキュラムにより育成するとともに、林業労働災害防止のためのセミナー等を実施。</p>	林野庁	経営課	目標・計画とも適合	適合
		<p>○森林・林業基本計画に基づき、国民参加の森林づくり活動を推進する。</p> <p>【実施する施策】 ・日本の森林づくり・木づかい国民運動総合対策事業</p> <p>【施策の内容】 緑化行事の開催、企業やN P O等の森林整備・保全活動のサポート体制の整備等を通じて「国民参加の森林づくり」を推進。</p>	林野庁	森林利用課	目標・計画とも適合	適合
		<p>○森林・林業基本計画に基づき、望ましい林業構造の確立と特用林産の振興を推進する。</p> <p>【実施する施策】 ・望ましい林業構造の確立（森林・林業再生基盤づくり交付金） ・特用林産の振興（森林・林業再生基盤づくり交付金）</p> <p>【施策の内容】 高性能林業機械の導入等による効率的な林業生産体制の早急な確立及び特用林産物生産基盤の整備等による担い手の定着促進と山村再生を推進。</p>	林野庁	経営課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
	【農林水産業による温室効果ガスの発生抑制のための技術開発】 農林水産業による温室効果ガスの発生を抑制する技術の開発を促進する。	<p>○農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発を行う。</p> <p>【施策の内容】 農林水産分野における温室効果ガスの発生・吸収メカニズムの解明を行うとともに、温室効果ガスの排出を削減させる技術、森林や農地・土壌などの吸収機能を向上させる技術、アジア地域の熱帯林の森林減少・劣化対策支援システムの開発を行う。また、農林水産分野における温室効果ガスのモニタリングを行うとともに、最新の気候変動モデルを用いた精度の高い収量・品質予測モデル、水資源予測モデルを開発し、影響評価を行う。さらに、影響評価に基づき、温暖化の進行に適応した生産安定技術及び高温や乾燥等に適応する品種の開発を行う。</p>	農林水産技術会議事務局	研究開発官（環境）室	目標・計画とも適合	適合
		<p>○漁船等環境保全・安全推進技術開発事業を推進する。</p> <p>【施策の内容】 二酸化炭素排出の大幅な削減に資する省エネルギー効果の高い電動漁船の開発等を支援。</p>	水産庁	研究指導課	目標・計画とも適合	適合
	【農林水産業による温室効果ガスの発生抑制対策】 農林水産業による温室効果ガスの排出削減を促進する。	<p>○農業生産分野における温室効果ガス排出削減を促進する。</p> <p>【施策の内容】 施設園芸用省エネルギー設備の導入や全国農地土壤炭素調査の取組等を支援する。</p>	生産局	農業環境対策課	目標・計画とも適合	適合
		<p>○小水力等発電の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成を平成28年度までに約1,000地域で着手する。</p> <p>【施策の内容】 農業水利施設を活用した小水力等発電導入の可能性の高い地点を明らかにするとともに、小水力等発電施設の整備に係る概略設計、各種法令に基づく協議等の取組への支援を行う。</p>	農村振興局	農村整備官	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		<p>○農林水産分野における「CO₂の見える化」を推進する。 【実施する施策】 農林水産分野における地球環境対策推進手法開発事業のうち地球温暖化対策実践活用促進事業 【施策の内容】 農林漁業者の努力により達成した温室効果ガス排出削減量等の効果的な表示方法を検討するため、表示を行った農産物の試験的販売や、消費者に対するアンケート調査等を実施する。</p> <p>○クレジット制度を活用した農山漁村地域の振興の展開 【施策の内容】 農林水産分野における温室効果ガス排出削減・吸収活動の推進に係るクレジット制度の普及を図るとともに、クレジット制度を活用し農山漁村地域の振興を図る施策について検討する。</p> <p>【食品産業における温室効果ガスの発生抑制対策】 省エネルギー対策、燃料転換等により、二酸化炭素の排出削減を推進する。</p>	大臣官房	環境政策課	目標・計画とも適合	適合
		<p>○食品産業における温室効果ガス排出削減の取組を推進する。 【実施する施策】 食品産業の地球温暖化・省エネルギー対策促進事業 【施策の内容】 食品産業の事業者等に対して、地球温暖化・省エネルギー対策の重要性や取組事例等を普及啓発することにより、温室効果ガス削減への取組を促す。</p>	食料産業局	バイオマス循環資源課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
【物質循環の確保】 ○ 廃棄物の発生を抑制し、限りある資源を有効活用する循環型社会の形成に向けて、自然の恵みによりもたらされ、持続的に再生可能な資源であるバイオマスの、総合的な利活用を「バイオマス活用推進基本計画」に基づき推進する。また、地域住民の主体的な取組による地域内物質循環を促進する。 ○ また、環境負荷の低減とたい肥を利用した土づくりによる物質循環を促進し、環境保全を重視する農業を推進する。	【バイオマスの総合的な利活用の推進】 バイオマスの利用量 平成32年目標：約2600万炭素トン	<p>○「バイオマス活用推進基本計画」に基づきバイオマスの総合的な利活用の取組を推進する。 【実施する施策】 (バイオマス産業を軸としたまち・むらづくり) 地域バイオマス産業化推進事業 (国産バイオ燃料の利用促進) ハイオイル燃料生産拠点確立事業 【施策の内容】 (バイオマス産業を軸としたまち・むらづくり) 地域のバイオマスを利活用した産業化と地産地消型の再生可能エネルギーの強化を推進する、バイオマス産業を軸としたまち・むらづくり(バイオマス産業都市)を支援し、バイオマスの利用拡大を推進する。 (国産バイオ燃料の利用促進) これまでの実証で明確となった事業化に向けた課題を克服し、地域における国産バイオ燃料の生産拠点を確立するための取組を支援し、国産バイオエタノールの製造の拡大を推進する。 </p> <p>①家畜排せつ物利用推進。 家畜排せつ物推肥の利用 家畜排せつ物の高度利用</p>	食料産業局	バイオマス循環資源課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
	<p>②食品リサイクルの推進等 食品関連事業者から排出される食品廃棄物等について、安全性を確保しつつ飼料や肥料等の再資源化を推進する。 (業種別の再生利用等の実施率 平成25年度以降当面の目標：食品製造業85%、食品卸売業70%、食品小売業45%、外食産業40%)</p>	<p>○食品リサイクル・ループなど地域資源循環システムの構築等を推進する。 【実施する施策】 地域バイオマス支援地区 【施策の内容】 畜産農家（法人を含む。）が行う家畜排せつ物処理施設等の整備。</p> <p>○エコフィード（食品残さ等利用飼料）を推進する取組を実施する。 【実施する施策】 エコフィード緊急増産対策事業 【施策の内容】 TMRセンター等における食品残さ等の飼料利用拡大や食品残さ等の適切な分別方法の普及、未利用資源の飼料化のために必要な実証試験等の取組に対し支援。</p> <p>③ 農山漁村における再生可能エネルギーの導入の推進</p>	生産局	畜産企画課 畜産振興課	目標・計画とも監視	注意
		<p>○農山漁村に豊富に存在する土地、水等のエネルギー源を有効活用し、地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進する。 【実施する施策】 小水力等再生可能エネルギー導入推進事業 【施策の内容】 農山漁村において、農林漁業者の参画を得た再生可能エネルギー電気の供給モデルの構築を支援。 また、小水力等発電設備の導入に係る概略設計や各種法令に基づく協議等への支援、発電効率向上や地域資源活用に係る実証の取組への支援。</p>	農村振興局	農村整備官 水資源課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		<p>○地域主導で再生可能エネルギーを供給する取組を推進し、そのメリットを地域に還元させることを通じて、地域の農林漁業の発展を促進する。</p> <p>【実施する施策】 ・農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業</p> <p>【施策の内容】 農林漁業者が主導して行う農山漁村の資源を活用した再生可能エネルギー発電事業の取組について、事業構想から運転開始に至るまでに必要となる様々な手続や取組を総合的に支援。</p>	食料産業局	再生可能エネルギーグループ	目標・計画とも適合	適合
④ 木質バイオマスの利用の推進 未利用木質バイオマスのエネルギー利用を推進する。		<p>○森林・林業基本計画に基づき、木質バイオマスエネルギー利活用施設等の整備を推進する。</p> <p>【実施する施策】 ・木質バイオマス産業化促進事業 ・森林・林業再生基盤づくり交付金のうち木質バイオマス利用促進施設の整備</p> <p>【施策の内容】 ・木質バイオマスの産業化を促進するため、木質バイオマスの利用拡大に向けた支援体制の構築や技術開発等を支援。 ・地域の未利用木質資源の利用を促進するため、未利用間伐材等の効率的な収集・運搬に資する機材や木質バイオマスエネルギー利活用施設等の整備を実施。</p>	林野庁	木材利用課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
⑤ 地域内物質循環の促進 食品廃棄物等身近なりサイクル、家畜排せつ物のたい肥利用、エネルギー利用等地域住民の主体的な取組による地域内物質循環を促進する。		<p>○循環型社会に対応した漁村づくりを推進する。</p> <p>【実施する事業】 ・水産環境整備事業 ・漁業集落環境整備事業 ・強い水産業づくり交付金 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金</p> <p>【施策の内容】 風力等の自然エネルギー、バイオマス資源等を活用し、循環型社会に対応した漁村づくりを推進するため、関連事業を総合的・効率的に推進。</p>	水産庁 (農村振興局) ※個票は両局 併分をとりま とめの上、一 本で作成す る。	計画課 防災漁村課 (農村整備官)	目標・計画とも適合	適合
【環境保全を重視する農業の推進】 農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、化学合成農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業（環境保全型農業）を推進する。 環境負荷の低減に資する観点からも、減肥基準に基づいた施肥量の低減など、農業資材コスト低減に向けた取組を推進する。また、生物的な防除や天敵等を用いた物理的な防除や天敵等を用いた生物的な防害などと化学合成農薬の使用低減などを組み合わせた総合的病害虫群管理（IPM）の普及に向けた指導指針の策定を促進する。これら指針に基づき、環境保全を重視する多様な農業を促進する。 (エコファーマー累積新規認定件数 平成26年度末目標：34万件) (化学肥料の使用量の低減 平成24年度末目標：1,303,400純成分トン)		<p>○農業環境規範の普及・定着を推進。</p> <p>【施策の内容】 新たな食料・農業・農村基本計画に基づき農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき事項を取りまとめ、平成17年3月に策定した「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を推進。</p> <p>○施肥低減等の推進</p> <p>【施策の内容】 地域に適応した減肥基準の策定や施肥低減技術の導入による低コスト施肥体系の確立を図るとともに、減肥基準に基づいた施肥量の低減、土壤分析や単肥による施肥設計・施用等施肥コストの低減に向けた取組を支援。</p> <p>○環境と調和した持続的な農業生産を推進するための条件整備</p> <p>【実施する施策】 ・強い農業づくり交付金</p> <p>【施策の内容】 環境と調和した持続的な農業生産を推進するため必要な共同利用施設等の整備を支援。</p>	生産局	農業環境対策課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		<p>○持続性の高い農業生産方式の導入の促進。</p> <p>【施策の内容】 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料及び化学合成農薬の使用低減に一体的に取り組む農業者を認定し（エコファーマー）、金融上の支援や計画達成のための指導・助言などの支援措置を講じることにより、持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。</p>	生産局	農業環境対策課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		<p>○自然環境の保全に資する農業生産活動の推進</p> <p>【施策の内容】 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援。</p>	生産局	農業環境対策課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		<p>○化学肥料、農薬を使用しないことを基本とする有機農業の推進</p> <p>【施策の内容】 有機農業策進法に基づき、平成19年4月末に策定した有機農業の推進に関する基本的な方針について周知徹底に努める。</p>	生産局	農業環境対策課	目標・計画とも適合（要検討）	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		<p>○総合的病害虫・雑草管理（I PM）の普及推進 【施策の内容】 病害虫の発生予察情報に基づいて、化学的防除、生物的防除および物理的防除を適切に組合せ、環境負荷を軽減しつつ病害虫の発生状況を経済的負担が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理（I PM）の普及・推進を図る。 また各都道府県は、国が作成した11作物の実践指標モデルを基に、地域の実情に配慮しつつ、農業者自らがI PMの達成度をチェックできるI PM実践指標を策定するとともに、モデル地区での地域育成に取り組む。</p>	消費・安全局	植物防疫課	目標・計画とも適合	適合
【健全な農山漁村環境の保全】 都市と農山漁村の共生・対流、自然とのふれあいの場の提供、生物多様性・多様な生態系の保全を推進する。	【都市と農山漁村の共生・対流、自然とのふれあいの場の提供】 都市と農山漁村がお互いの地域の魅力を分かち合うよう、「人・もの・情報」の行き来の促進に向けて、 ・農山漁村の豊かな自然や景観等の資源の活用により、都市との交流を進めるグリーン・ツーリズム、 ・里地・里山等居住地近くに拡がる農地や森林の、自然とのふれあいの場、レクリエーションの場としての活用、 ・都市生活者に対して、緑地空間としてのやすらぎの場や自然とのふれあい・交流の場等を提供する都市農業を推進する。	<p>○都市と農山漁村の共生・対流を促進する。 【実施する施策】 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 等 【施策の内容】 グリーン・ツーリズムを通じた都市と農山漁村の交流を促進するため、都市住民への農山漁村の情報提供と農山漁村での受入体制の整備等を推進とともに、都市部においてやすらぎの場や交流の場を提供するための市民農園の整備等を推進する。</p> <p>○土地改良長期計画に基づき、農村地域の総合的整備を推進する。 【実施する施策】 農山漁村地域整備交付金のうち「集落基盤整備事業」等 【施策の内容】 自治体の創意と工夫を活かした農村地域づくりを支援する「集落基盤整備事業」などにより、活力ある農村地域の発展を推進するため、農業生産基盤と生活環境の総合的な整備を実施する。</p> <p>○地域の創造力を活かした個性ある農山漁村づくりを図るとともに、美しい景観形成の観点も含めた整備を実施することにより、魅力ある農山漁村づくりを推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・森林・林業再生基盤づくり交付金（森林・林業基本計画） ・森林病害虫等防除事業（森林・林業基本計画） ・森林病害虫等防除事業地方公共団体委託（森林・林業基本計画） ・保安林整備事業委託費（全国森林計画） ・森林資源管理地方公共団体事業（森林・林業基本計画） ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 ・漁港環境整備事業（漁港漁場整備長期計画） ・海岸環境整備事業（社会資本整備重点計画）</p>	農村振興局	都市農村交流課 農村整備官	目標・計画とも適合	適合
【生物多様性の保全及び持続可能な利用】 生物多様性をより重視した農林水産施策を推進	【生物多様性・多様な生態系の保全】 ① 優れた自然環境を有する森林の維持・保存。 森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など属地的な生物多様性保全機能の發揮を第一とすべき森林については、「自然維持タイプ」に区分し、良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林を維持する管理経営を実施する。 ② 自然環境を重視した里山づくり。 農業農村整備事業の実施に際して、環境との調和への配慮を進め、可能な限り環境への負荷や影響を回避・低減するとともに、良好な生態系や景観等を形成・維持することにより、地域の二次的自然の保全・回復を図り、地域の生物多様性の保全に向けた取組を推進する。 また、農村地域において、地域住民、NPO等の参加を得た田園自然環境の保全・再生活動の支援等の自然再生開拓施策を推進する。 また、農林水産省本省及び地方機関において、環境省自然環境部局と連携・協力した施策を推進する。	<p>○国有林野の管理経営に関する基本計画に基づき、優れた自然環境を有する森林の維持・保存等、公益重視の管理経営を推進する。 【施策の内容】 国有林野の管理経営にあたり、個々の森林を重視すべき機能に応じ、「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」、「水源涵養タイプ」に区分し、各々の区分に応じて適切に管理経営を実施。 特に原生的な森林生態系や希少な生物の生育・生息する森林など属地的な生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林については、「自然維持タイプ」に区分し、良好な自然環境を保持する森林、希少な生物の生育・生息に適した森林を維持する管理経営を推進。</p> <p>○里山の優れた自然環境の保全を図るため、里山林の再生に関する対策を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・森林整備事業、治山事業（森林整備保全事業計画） ・特用林産の振興（森林・林業再生基盤づくり交付金）（森林・林業基本計画） ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金（森林・林業基本計画） 【施策の内容】 森林整備事業や治山事業をはじめ、NPO等の多様な主体による森林づくりや利用活動、竹材の利用の推進等により、里山林の再生・整備を推進。</p> <p>○農村地域の二次的自然の保全・回復を図り、良好な生態系や景観等を形成・維持する観点から、環境との調和に配慮した農業農村整備事業を推進する。 【実施する施策】 ・環境配慮の評価手法等検討調査 等 【施策の内容】 農村生態系の定量的評価手法等の検討を行い、調査計画や施工の手法の充実を図る。また農村地域の環境保全に関する基本計画の策定を推進することにより、農業農村整備事業における環境との調和への配慮の取り組みを進める。</p>	林野庁	経営企画課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		<p>○里山の優れた自然環境の保全を図るため、里山林の再生に関する対策を推進する。 【実施する施策（計画等）】 ・森林整備事業、治山事業（森林整備保全事業計画） ・特用林産の振興（森林・林業再生基盤づくり交付金）（森林・林業基本計画） ・森林・山村多面的機能発揮対策交付金（森林・林業基本計画） 【施策の内容】 森林整備事業や治山事業をはじめ、NPO等の多様な主体による森林づくりや利用活動、竹材の利用の推進等により、里山林の再生・整備を推進。</p> <p>○農村地域の二次的自然の保全・回復を図り、良好な生態系や景観等を形成・維持する観点から、環境との調和に配慮した農業農村整備事業を推進する。 【実施する施策】 ・環境配慮の評価手法等検討調査 等 【施策の内容】 農村生態系の定量的評価手法等の検討を行い、調査計画や施工の手法の充実を図る。また農村地域の環境保全に関する基本計画の策定を推進することにより、農業農村整備事業における環境との調和への配慮の取り組みを進める。</p>	林野庁	計画課 治山課 整備課 経営課 森林利用課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		<p>○農村地域の二次的自然の保全・回復を図り、良好な生態系や景観等を形成・維持する観点から、環境との調和に配慮した農業農村整備事業を推進する。 【実施する施策】 ・環境配慮の評価手法等検討調査 等 【施策の内容】 農村生態系の定量的評価手法等の検討を行い、調査計画や施工の手法の充実を図る。また農村地域の環境保全に関する基本計画の策定を推進することにより、農業農村整備事業における環境との調和への配慮の取り組みを進める。</p>	農村振興局	設計課 農村環境課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		<p>○自然環境を重視したむらづくりを図るため、自然再生関連施策を推進する。 【実施する施策】 ・農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 等 【施策の内容】 地域の自主性と創意工夫により、農山漁村の活性化を図る計画を支援する「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金」などにより、健全で豊かな自然環境の保全・再生と活力ある農業が調和した美しいむらづくりに向けて、田園自然再生関連対策を実施する。</p> <p>○農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図る。 【実施する施策（計画等）】 ・農地・水保全管理支払交付金（食料・農業・農村基本計画及び経営所得安定対策等大綱） 【施策の内容】 農地・水・環境の良好な保全と質的向上を図るために、農業者に加えて地域住民、NPO等の参加を得た地域共同による農地・農業用水等の資源の日常の保全管理活動や農村環境の向上のための活動、水路等施設の長寿化のための活動を支援する。</p>	農村振興局	農地資源課、農村環境課、農村整備官	目標・計画とも適合	適合
		<p>○農業環境規範の普及・定着を推進。 【施策の内容】 新たな食料・農業・農村基本計画に基づき農業者が環境保全に向けて最低限取り組むべき事項を取りまとめ、平成17年3月に策定した「環境と調和のとれた農業生産活動規範（農業環境規範）」の普及・定着を推進。</p> <p>○環境と調和した持続的な農業生産を推進するための条件整備。 【実施する施策】 強い農業づくり交付金 【施策の内容】 環境と調和した持続的な農業生産を推進するために必要な共同利用施設等の整備を支援。</p>	生産局	農業環境対策課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		<p>○持続性の高い農業生産方式の導入の促進。 【施策の内容】 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、土づくりと化学肥料、化学合成農薬の使用低減と一緒に取り組む農業者を認定し（エコファーマー）。金融上の支援や計画達成のための指導・助言などの支援措置を講じることにより、持続性の高い農業生産方式の導入を促進する。</p> <p>○自然環境の保全に資する農業生産活動の推進 【施策の内容】 化学肥料・化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援。</p>	生産局	農業環境対策課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		<p>○化学肥料、農薬を使用しないことを基本とする有機農業の推進 【施策の内容】 有機農業策進法に基づき、平成19年4月末に策定した有機農業の推進に関する基本的な方針について周知徹底に努める。</p> <p>○地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発を推進する。 【施策の内容】 有機資源を効果的に活用し、化学肥料の投入量を削減する技術体系、有機農業の安定生産の技術体系を提示し、地域内資源を最大限活用する省資源型農業技術の確立を目指す。また、化学農薬等石油由来資材の低減のため、土壤診断・抑制技術を開発し、有用微生物を利用する技術の開発を行う。</p>	生産局	農業環境対策課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
		<p>○総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及推進 【施策の内容】 病害虫の発生予察情報に基づいて、化学的防除、生物的防除および物理的防除を適切に組合せ、環境負荷を軽減しつつ病害虫の発生状況を経済的負担が生じるレベル以下に抑制する総合的病害虫・雑草管理（IPM）の普及・推進を図る。 また各都道府県は、国が作成した1作物の実践指標モデルを基に、地域の実情に配慮しつつ、農業者自らがIPMの達成度をチェックできるIPM実践指標を策定するとともに、モデル地区での地域育成に取り組む。</p> <p>○土着天敵を有効活用した害虫防除システムを開発する。 【施策の内容】 温暖化の進行に伴い害虫発生状況が大きく変化することに対応し、土着天敵の機能を最大限発揮させる防除技術の開発・体系化を行い、集落レベルのまとまった農地を単位として効率良く活用するためのシステムを開発する。</p>	消費・安全局	植物防疫課	目標・計画とも適合	適合
			農林水産技術会議事務局	研究統括官（食料戦略、除染）室、研究開発官（環境）室	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
	<p>④ 海の森づくり。</p> <p>多様な水産生物にとって良好な生息・生育の場である藻場・干潟は、水質浄化等の機能を有するとともに、二酸化炭素固定により地球温暖化対策にも寄与するものであり、その保全・造成等による「海の森づくり」を積極的に推進する。</p>	<p>○「豊かな海の森づくり」関係施策を推進する。</p> <p>【実施する施策（計画等）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産基盤整備事業（漁港漁場整備長期計画） ・水産多面的機能発揮対策 <p>【施策の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・水産生物の良好な生息生育の場であるのみならず、水質浄化機能を有する藻場・干潟等の保全・創造を強力に推進。 ・漁業者や地域の住民等が行う、藻場・干潟等の機能の維持・回復に資する保全活動を支援する。 	水産庁	計画課	目標・計画とも適合	適合
	<p>⑤ 資源管理・回復の着実な実施</p> <p>【個別番号2-8の実施計画について】</p> <p>資源評価対象魚種のうち資源水準が高位又は中位にある魚種の比率を過去直近5ヵ年の平均値より増大することを目標とする。</p>	<p>○広域資源管理強化推進事業、資源管理指針等推進事業、資源管理体制推進事業を実施する。</p> <p>【施策の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国周辺水域における水産資源の管理・回復を推進する観点から、TAC（漁獲可能量）・TAE（漁獲努力量可能量）の適切な管理等を実施するとともに、資源管理・収入安定対策の下、資源管理指針・資源管理計画に基づく資源管理を推進する。 <p>○我が国周辺水域資源調査等を実施する。</p> <p>【施策の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・我が国周辺水域における主要な水産資源の動向を的確に把握するため資源調査の充実を図り、海洋環境等の変動要因を考慮したより精度の高い資源評価を行うとともに、漁船を活用した資源情報の収集等を実施し、科学的知見に基づく適切な資源管理・回復及び持続的利用にむけた取組を推進。 <p>○国際資源調査等を実施する。</p> <p>【施策の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国際的な資源管理体制の確立に積極的に貢献するため、公海及び外国排他的経済水域等において漁獲される国際漁業資源について、科学的知見に基づく適切な資源管理を実施するために必要な資源調査等を実施する。 	水産庁	管理課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
	<p>⑥ 遺伝子組換え農作物等の使用等の規制による生物多様性の確保</p> <p>遺伝子組換え農作物等による生物多様性への悪影響を防止するため、その使用等の規制を的確に実施する。</p>	<p>○遺伝子組換え農作物等の使用等の承認及び取締を実施する。</p> <p>【施策の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え農作物等の栽培等による野生動植物への悪影響を防止するため、遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律に基づき、生物多様性影響評価を実施してその使用等の承認をするほか、未承認の遺伝子組換え農作物等を検出するための検査を実施。 <p>○遺伝子組換え農作物実態調査を実施する。</p> <p>【施策の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・遺伝子組換え農作物の生産・流通の実態を適切に把握するため、輸入港やその周辺の幹線道路におけるこぼれ落ちや生育等の実態調査を実施する。 <p>○遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価手法の確立及び遺伝子組換え作物の区分管理技術を開発する。</p> <p>【施策の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境ストレス耐性遺伝子等を導入した遺伝子組換生物の生物多様性影響評価に必要となる、近縁野生動植物等の生態や遺伝子の伝搬の程度に関する科学的見の集積を図り、生物多様性影響の適切な評価及び管理に必要な知見を文献として取りまとめるとともに、閉花受粉性等を応用する各種育種技術や栽培技術等を組み合わせた遺伝子透抑制技術を開発する。また、北米や欧州等における遺伝子組換え技術及び生物に関する最新の科学的情報や、新しいゲノム育種技術についての科学的情報を収集・解析する。さらに、新しいゲノム育種技術によって作出される農作物等について、慣行の交雑育種法によるものとの異同等を検証するための手法・指標を開発する。 	消費・安全局	農産安全管理課	目標・計画とも適合	適合
	<p>【試験研究・技術開発】</p> <p>【環境保全を重視する農林水産業のための技術開発】</p> <p>環境負荷の低減に資する次のような農林水産技術の開発を推進する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土壤・養分管理技術の高度化 ・病害虫・雜草・野生鳥獣等の総合的管理技術 ・環境負荷物質の動態解明と制御技術 ・より高度な病害虫抵抗性品種の育成等 ・また、遺伝子組換え体の環境に対する安全性評価手法の開発を推進する。 <p>○地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・循環型農業のための有機資材とその利用技術の開発 ・施肥削減に向けた生産技術体系の開発 ・有機農業の生産技術体系の確立 ・低投入型農業のための生物農業等新資材及びその利用技術の開発 ・農業環境における物質循環促進のための微生物による処理技術の開発 <p>○農業に有用な生物多様性の指標及び評価手法を開発する。</p>	<p>○地域内資源を循環利用する省資源型農業確立のための研究開発を推進する。</p> <p>【施策の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・有機資源を効果的に活用し、化学肥料の投入量を削減する技術体系、有機農業の安定生産の技術体系を提示し、地域内資源を最大限活用する省資源型農業技術の確立を目指す。また、化学農薬等石油由来資材の低減のため、土壌診断・抑制技術を開発し、有用微生物を利用する技術の開発を行う。 <p>○土着天敵を有効活用した害虫防除システムを開発する。</p> <p>【施策の内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温暖化の進行に伴い害虫発生状況が大きく変化することに対応し、土着天敵の機能を最大限発揮させる防除技術の開発・体系化を行い、集落レベルのまとまった農地を単位として効率良く活用するためのシステムを開発する。 	農林水産技術会議事務局	研究統括官（食料戦略、除染）室 研究開発官（環境）室	目標・計画とも適合	適合
			農林水産技術会議事務局	研究開発官（環境）室	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		<p>○遺伝子組換え生物の生物多様性影響評価手法の確立及び遺伝子組換え作物の区分管理技術を開発する。</p> <p>【施策の内容】 環境ストレス耐性遺伝子等を導入した遺伝子組換生物の生物多様性影響評価に必要となる、近縁野生動植物等の生態や遺伝子の伝播の程度に関する科学的見知りの集積を図り、生物多様性影響の適切な評価及び管理に必要な知識を文献として取りまとめるとともに、開花受粉性等を応用する各種育種技術や栽培技術等を組み合わせた遺伝子浸透抑制技術を開発する。また、北米や欧州等における遺伝子組換生物技術及び生物に関する最新の科学的情報や、新しいゲノム育種技術についての科学的情報を収集・解析する。さらに、新しいゲノム育種技術によって作出される農作物等について、慣行の交雑育種法によるものとの異同等を検証するための手法・指標を開発する。</p>	農林水産技術会議事務局	研究開発官(食の安全・基礎・基盤)室	目標・計画とも適合	適合
	<p>【物質循環の促進のための技術開発】 農林水産物の残さ、家畜排せつ物、食品廃棄物等の有機性資源の原材料化、木材の有効利用、バイオマスエネルギー利用技術の開発等の有機性資源循環利用技術の開発を推進する。</p>	<p>○地域資源を活用した再生可能エネルギーの生産・利用のためのプロジェクト</p> <p>【施策の内容】 エネルギー生産への農山漁村の資源の活用を促進するため、稲わらや資源作物等の草本を対象として、稲わらの収集・貯蔵技術の体系化、エタノール製造に適した、高収量の資源作物等の作出、栽培や収集技術、複数の資源作物を効率的に燃料化する汎用性の高い前処理技術等の開発。林地残材を原料として、林内で利用可能なバイオ燃料を製造する液化・改質システムの開発、木質リグニンの用途拡大のためのコンクリート混和剤や炭素繊維などの材料の低コスト製造技術の開発、微細藻類からの低コストな石油代替燃料の製造技術の開発と、搾油後の藻体残さを飼料、肥料として利用する技術の開発等を実施。</p>	農林水産技術会議事務局	研究開発官(環境)室	目標・計画とも適合(要検討)	適合
	<p>【地域環境問題等への対応】 農林水産業由来の温暖化ガスの発生抑制等生態系や地球環境に及ぼす影響の低減技術の開発、地球規模の環境変動が農林水産業に及ぼす影響の評価・解明と対策技術の開発を推進する。</p>	<p>○森林・林業基本計画に基づき、木材の有効利用のための技術開発を推進する。</p> <p>【実施する施策】 地域材供給倍増事業</p> <p>【施策の内容】 地域材の利用の拡大に向け、木造公共建築物等の整備に係る技術支援や地域材製品の生産技術開発等に対して支援。</p>	林野庁	木材産業課 木材利用課	目標・計画とも適合(要検討)	適合
		<p>○農林水産分野における地球温暖化対策のための緩和及び適応技術の開発を行う。</p> <p>【施策の内容】 農林水産分野における温室効果ガスの発生・吸収メカニズムの解明を行うとともに、温室効果ガスの排出を削減させる技術、森林や農地土壤などの吸収機能を向上させる技術、アジア地域の熱帯林の森林減少・劣化対策支援システムの開発を行う。また、農林水産分野における温室効果ガスのモニタリングを行うとともに、最新の気候変動モデルを用いた精度の高い収量・品質予測モデル、水資源予測モデルを開発し、影響評価を行う。さらに、影響評価に基づき、温暖化の進行に適応した生産安定技術及び高温や乾燥等に適応する品種の開発を行う。</p>	農林水産技術会議事務局	研究開発官(環境)室	目標・計画とも適合	適合
【環境教育・食育の推進】	<p>【環境教育・食育の推進】 農林水産物などの素材、「田んぼ」、水路などの水辺環境や森林・海辺で遊びや学びの場として活用した環境教育や、食育を推進するため、人づくりや地域における学習活動等を促進する。</p>	<p>○第2次食育推進基本計画に基づき、食育を推進する。</p> <p>【実施する施策】 農林水産物の生産・流通の場における食育の推進・消費・安全対策交付金</p> <p>【施策の内容】 健全な食生活を送るために必要な知識を普及し、実践に結びつける広域的、先進的な活動を支援。 また、地域の実情に応じた食育の実践を推進するため、都道府県を通じ、地域の食育活動を支援。</p>	消費・安全局	消費者情報官	目標・計画とも適合(要検討)	適合
		<p>○木材を活用した環境教育を推進する。</p> <p>【実施する施策】 森林づくり活動や木づかい運動等による総合的普及啓発、国民の参加・体験・学びの促進（日本の森林づくり・木づかい・国民運動総合対策事業）</p> <p>【施策の内容】 ・森林づくりと木づかいへの理解醸成のための協働イベントの開催等、様々な手法による総合的普及啓発を実施。 ・木育の実践活動等、国民が森林・林業や木材の利用を身近に感じるための取組を促進。</p>	林野庁	木材利用課	目標・計画とも適合(要検討)	適合
		<p>○森林環境教育を推進する。</p> <p>【実施する施策（計画等）】 ・森林づくり活動基盤の整備（森林・林業再生基盤づくり交付金）（森林・林業基本計画） ・日本の森林づくり・木づかい・国民運動総合対策事業（森林・林業基本計画） 「緑の雇用」現場技能者育成対策事業（森林・林業基本計画）</p> <p>【施策の内容】 森林環境教育活動の拡大と内容の充実を図るため、森林体験活動や林業体験学習の場となる森林・施設の整備を実施。 緑化行事の開催、企業やNPO等の森林整備・保全活動のサポート体制の整備等を通じて「国民参加の森林づくり」を推進。</p>	林野庁	森林利用課 研究指導課	目標・計画とも適合	適合

環境目的	環境目標	実施計画	局庁	課	監視・測定結果	達成の評価
		<p>○海辺体験活動等の環境教育を推進する。 【実施する施策】 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 漁港環境整備事業（漁港漁場整備長期計画） 海岸環境整備事業（社会資本整備重点計画） 【施策の内容】 子供たちの漁業体験活動等を行う場として、体験交流施設等の整備を実施。</p>	水産庁 農村振興局	防災漁村課 農村整備官	目標・計画とも適合	適合
【事業実施段階等における環境保全・環境配慮の取組の推進】	【農林水産公共事業】 ①農業農村整備事業の事業実施段階等において環境との調和に配慮した取組を実施する。	○「環境との調和への配慮」を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。	農村振興局	水資源課、農地資源課、防災課	目標・計画とも適合	適合
	②海岸事業・森林整備事業の事業実施段階等において環境との調和に配慮した取組を実施する。	○「環境との調和への配慮」を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。	農村振興局	防災課	目標・計画とも適合	適合
	③治山事業・森林整備事業の事業実施段階等において環境保全・環境配慮の取組を実施する。	○「自然環境、景観との調和」を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。	林野庁	計画課、整備課、治山課、業務課	目標・計画とも適合（要検討）	適合
	④水産関係公共事業の事業実施段階等において環境保全・環境配慮の取組を実施する。	○環境への配慮等を評価項目の一つとしている事業評価を引き続き適切に実施する。また、「水産基盤整備事業における環境配慮ガイドブック」（H15.3）、「施工環境マニュアル」（H17.6）により、調査、計画、実施の各段階での環境配慮の取組を推進する。	水産庁	計画課、整備課、防災漁村課	目標・計画とも適合	適合
	【その他の事業】 ①強い農業づくり交付金（产地競争力の強化）について、事業の実施にあたり、環境配慮の取組の促進を図る。	○「農業環境規範のクロス・コンプライアンス」を導入する。（事業実施主体は、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から点検シートの提出を受ける。）	生産局	総務課生産推進室（農業環境対策課）	目標・計画とも適合	適合
	②特定地域経営支援対策事業について、事業の実施にあたり、環境と調和のとれた農業生産活動の促進を図る。	○「農業環境規範のクロス・コンプライアンス」を導入する。（事業実施主体は、事業実施状況報告の報告期間中に1回以上、整備した施設等を利用する生産者から点検シートの提出を受ける。）	経営局	就農・女性課	目標・計画とも適合	適合